

メドベージェフ政権の優先課題(7):政治的民主化の進捗

1. メッセージ概要と意図

メドベージェフ大統領は11月23日、自身のブログにビデオメッセージを掲示し、政治的民主化の進捗について語った。

内容は、大統領就任以来進めてきた政治システム改革の実績を強調し、その方向性を進めることを訴えるものであるが、大統領がメッセージの冒頭で「一党支配と政治的競争の欠如のためにロシアが政治的停滞に陥る恐れがある」との警告を発したことから、今の時期にこのような発言をした意図を巡り様々な憶測を呼んでいる。

ロシア連邦国家院（下院）では、プーチン首相率いる「統一ロシア」党が議席の7割を占め、政府、地方機関の主要ポストも同党が支配する状況にあるが、メドベージェフ大統領がこの状況を「停滞」として批判したことはプーチン首相に対する間接的な批判であり、大統領が2012年の大統領選挙を睨み込んで自らの庇護者と見られてきたプーチン首相の影から踏み出し、自分自身を改革者として印象付けようという意図があるのではないかとの見方がある。

この「停滞」を意味する語として“застой” (zastoy) が使われているが、これは旧ソ連時代において最も停滞した時期とされるブレジネフ時代と結びつく言葉で、統一ロシア一党支配の状況を過去の記憶に結び付け強く批判する意図が隠されていると見る向きもある。

2. 政治的民主化措置

メドベージェフ大統領は昨年公表した論文「ロシアよ、進め！」¹や大統領教書演説²などで政治的民主化プログラムについて述べているが、そのイニシアティブのほとんどが、今年10月から会期が始まった国家院において最終的に採択された。主な内容は以下の通り。

¹ 『ロシアよ、進め！』“Россия, вперёд!”2009.9.10。ロシア関連メモ No.17「ドミトリー・メドベージェフ『ロシアよ、進め！』(2009.9.27)参照。主要項目①イントローいかにしてロシアの未来をつくりあげるべきか ②現状評価—ロシアの問題点 ③経済的近代化のベクトル—イノベーション的発展 ④技術的進歩と政治的民主化 ⑤司法制度改革 ⑥社会的側面—福祉国家建設 ⑦国際社会におけるロシア

² 2009年11月12日。ロシア関連メモ No.20(2009.11.19)参照。

① 不正選挙撲滅策

- ・ 期日前投票及び不在者投票手続きの見直し及び不在者投票に関する不正へ刑事罰導入
- ・ 電子投票システム導入

② 国営メディアへの平等なアクセス

- ・ すべての政党に対し、連邦及び地方レベルで国営 TV 等メディアへの平等なアクセスを認める。
- ・ 選挙管理委員会が放送時間を測定する。

③ 知事候補者推薦権

- ・ 地方議会の多数党に知事候補者（知事は任命制）を推薦する権利を与える。

④ 少数党の権利保護

- ・ 野党にも議会において一定の重要な役職を与える。
- ・ 選挙に候補者を立てるために必要署名必要数削減。
- ・ 得票率による足切りライン：7%→5%に引き下げ。

⑤ 1票の格差縮小

- ・ 地方に対し選挙区を見直し、1票の格差を縮小することを命じる。

⑥ 連邦院議員資格の見直し

- ・ 連邦院（上院）議員は地方議会において選挙された代表であること。

3. 報道内容及びコメント

メッセージの内容は、大半がメドベージェフ大統領自らの2年間の民主化の実績を、いわば自画自賛しつつ、その路線をさらに推進する決意を語るものである。これについて統一ロシアを含む各党は大統領の実績を評価しているが、一部政党や反政府活動家はメドベージェフ大統領の政治民主化のイニシアティブは極めて不十分だと批判している。

人権シンクタンク GELIKS のグリゴリー・ゴロソフ氏は、メドベージェフ大統領のこれまでの改革措置によっても、選挙管理委員会が与党のために投票結果を不正集計することを完全に防止することはできず、選管改革なくしては不正はされに行われるであろうと語っている。同氏はまた、政党の政見放送の時間を平等にするという「宣言」も、テレビ局がプーチン首相に支配されている現状ではごまかしに過ぎないと批判しており、さらに、必要署名数削減によっても、選管が署名の真正さを確認する権限を握る限りそれはほとんど意味がないとしている。

ロシアでは不正選挙が根強く蔓延している模様で、特に地方では、政府幹部がほとんど統一ロシア党員で、統一ロシアの得票数が水増されて報告され、得票率が100%を超えるという事態も起こったことがある。昨年秋の地方選挙では、このような不正が数多く噴出し、これに抗議した3政党が議会から退出

した地方もあった。メドベージェフ大統領は地方政府に対し、選挙結果操作をやめるよう求めた。

来年末の議会選挙について、9月にヒアリングを行ったチェスナコフ政治動向センター所長は、現在7割の議席を持つ統一ロシアは議席を減らす見通しであり、他党との連立によって絶対多数を確保する見込みであると語っていたが、その背景にはメドベージェフ大統領が進めている民主化措置の効果があるものとみられる³。

今年の大統領教書演説は11月30日に行われる予定で、今回のメッセージも当然のごとく教書演説につながるものとみられる。統一ロシアを支持基盤に持つメドベージェフ大統領は、来年の選挙で統一ロシアの得票が減っても、政党に近代化のために新しい血を入れることによってプーチンから統一ロシアの支配権を奪おうとしているとの見方もあり、2012年の大統領選挙へ向けて今年の大統領教書演説でメドベージェフ大統領がどのようなビジョンを打ち出すかもさらに注目される。

以上

【ビデオメッセージ:抄訳】

我々は過去2年間、ロシアの政治システム変革のためのプログラムを進めてきた。その目指すところは明確であり、私はそれについて繰り返し述べてきた。

我々は何をやるようとしているのか。我々はただロシアの政治システムを、より公正で、柔軟で、ダイナミックで革新と発展に対しよりオープンなものにしようとしているのだ。そして有権者の信頼を高めたいのだ。

ロシアの政治過程において停滞の兆候が表れていることはもはや秘密でも何でも無い。安定が停滞に陥る恐れが生じている。そのような停滞は与党だけでなく野党にも害を及ぼしている。もし野党に公正な選挙に勝つチャンスが全くないのであれば、野党の存在価値のない限界的存在となってしまう。また、もし与党に万に一つも選挙で敗北する可能性がないのであれば、惰性しかなくなる。そして最後には与党も退化し、動けない器官のごとく機能を停止する。

このような理由から、政治的競争を高める必要性が生じている。

我々の主要課題、すなわち民主化のための課題とは、代議制の質を高め、政治的多数派が固定されて役者やダミーばかりになることを防ぐことである。さらに、多数党が権力と同時に責任をしっかりと果たし、それらが権力者の権力強化を補完するだけの役割しか果たさないことを防ぐことである。それは多数党の自覚にのみ期待してもできない。政党は民意を反映するための手段であり道具に過ぎない。すべての政党は選挙民を代表するが、与党の場合は有権者の多数を代表するが故に、有権者の意見を尊重して権利を行使することが民主主義の基本原則である。

³ チェスナコフ氏を含む統一ロシア側の主張は、困難な状況に陥っているロシアの近代化を進めるには強力な議会が必要であり、行き過ぎた民主化、多数政党乱立には反対するというもの。

同様に重要なこと、そしてより難しいことは、少数者の権利を保護することである。これはもう1つの民主主義の基本原則である。どんなに特定の意見であっても、政治システムは最小の社会集団を含めてその意見を聞き、配慮しなくてはならない。国民1人1人の声を聞くことが理想である。そのために、政治システムは透明で誰に対しても反応しなくてはならないし、国民1人1人が議会制の基本精神を理解しなくてはならない。これこそが、1人の人間が多くの人々の利益を代表するという議会制民主主義の核心である。同じような信念、意見、利益を持つ人々がいて、何が行われているかについて関心を持っている。そこで、少数派の代表は支配的多数派を批判し、少数意見や提案を役人に伝え、大衆に向けて訴える。

最後に、政治改革が混乱や民主主義的機構の機能麻痺につながることはあってはならない。私がこれまでも幾多の機会において強調してきたように、民主主義的機構を強化し、民主主義を破壊してはならない。それゆえに私は昨年書いた「ロシアよ、進め！」中で、改革のあり方について漸進的かつ着実に進めるべきだと述べたのである。

過去2年間、我々はゆっくりと、しかし着実にその目標へ向かって進んできた。我々は素晴らしい成果を挙げてきた。

この秋の議会の会期の冒頭、私が昨年から今年にかけて議会に提出した一連の法案が最終的に採択された。私はこれらの法案の必要性を昨年の大統領教書演説で説明した。2009年には共和国及び連邦レベル選挙制度の大改正が行われた。今年と同様の改正を地方選挙レベルでも行う。

私はこの改正について幾度も語ってきたので、今日ここで採択されたすべての法律を挙げることはしない。改正法の数は多く、それぞれの名称も非常に長つたらしいものである。だがその本質的な狙いを選挙民や国民に向かって話そう。いくつか主なものを挙げよう。

先ず始めに行ったのは開票結果操作のリスクを最小化することである。不正選挙が許されないことは誰もがよく理解している。我々は期日前投票及び不在者投票（野党の代表者がこの問題に対し繰り返し求めてきた）手続きを正常化した。不在者投票の不正に刑事罰を導入した。最もひどい不正がこの領域で行われてきたからだ。

さらに、開票における人的ファクターを減らした。今年、すでに投票所の約15%に電子投票システムが導入され、この割合は2012年までに15%、2015年には100%に引き上げられる。これは選挙システムの近代化につながり、膨大な費用をかけるだけの価値がある。すべての納税者がこれに感謝する日がくるだろう。

第2に、すべての政党に対し、連邦及び地方レベルで国営メディアへの平等なアクセスが認められた。これも野党の代表者達の要請に基づくものである。これが確実に実行されているかどうかは選挙管理委員会によってモニターされる。これまでのように「平等」を宣言するだけでなく、放送時間を分、秒

まで測定する。さらに、集会や選挙キャンペーンに利用する様々な施設利用権も政党に対し平等に保障される。これもかねてから議論されてきたことだ。

第3に、地方議会の多数党に知事候補者を推薦する排他的権利を与えられた。これは地方、地域、共和国の長を大統領に推薦する権利ということである。これによって選挙民の多数は支持政党を通じて権力形成に参画できる。有権者が投票した政党が州知事候補を大統領に推薦することになる。したがって国民の多数の権利に確固たる実態を与えられる。

第4に、少数派の権利保護措置が数多く採択された。メディアへの平等なアクセス権以外に、野党にも議会で一定の重要な役職が与えられるようになった。選挙に候補者を立てるために必要な支持者の署名数も減らされた。

すべてのレベルの議会選挙において政党が議席を得るための必要得票率が5%に引き下げられた。無駄になる票が減る。従来基準の7%の得票が無くとも5%以上得票した政党は議会に代表を送ることが可能となる。我々はこの方向性をさらに進める。

第5に、地方に対し議会の1票の格差を縮小することが命じられた。例えば小さな選挙区では1人の議員が1万人の選挙民を代表するが、他の選挙区では3万人の選挙民を代表しており、人口に比例していない。さらに、地方予算から高過ぎる歳費を受けている議員が多すぎる。だが、議員数を削減し過ぎる有権者の多様な意見を取り入れることが難しくなる。上手くバランスを取りつつ進める。

連邦院における地方代表の原則を変更した。連邦院の議員は地方議会において選挙で選ばれた代表でなくてはならなくなった。言い換えると、連邦院すなわち上院の議員は、その人が誰かを知っている地域の有権者が選出した者でなくてはならず、上院議員も有権者のニーズや抱える問題点を熟知していなくてはならなくなったということだ。

私はこれらの改革によって我々の政治システムが大きく前進することを望んでいる。改革によってオープンで柔軟かつ公正な政治システムになることを確信している。10月に行われた地方選挙でも不服申立件数6か月前より大きく減少した。国民も野党も選挙結果を冷静に評価できるようになった。

もちろんまだ批判はあるだろうし、またそうあるべきである。しかし批判は以前より減少しており、私はそのことに力づけられている。

そして最後に1点、我々の民主主義は不完全なものであり、我々もそのことはよく分かっている。しかし、我々はまだ出発点にいるのだ。最も重要なことは我々が立ち止まっていないことである。我々は前進する。

以上